

受給者生存確認方法の 変更（現況届の廃止）のご案内

DIC企業年金（以下当基金）より「プラスアルファ年金受給者」および「75歳以上の年金受給者」の方を対象として、受給要件である「生存」を確認する目的で、毎年誕生月に現況届（往復はがき）を送付して現況確認をさせていただいておりましたが、2026年1月から現況届（往復はがき）による現況確認を廃止しますので、ご連絡いたします。

1 現況届（往復はがき）の送付終了について

2025年12月分（誕生月が12月の受給者を対象）を最後に、現況届（往復はがき）の送付を終了させていただきます。（来年1月以降の誕生月の方には現況届は送付いたしません。）

2 今後の現況確認方法について

当基金では住民基本台帳法等に基づき、「企業年金連合会」を通じて取得した国の「住民基本台帳ネットワークシステムの情報（以下、住基ネット情報）」により、皆様の現況（生存の情報）を確認するための仕組みが整いましたので、今後は当基金が住基ネット情報を利用して現況確認を行います。

なお、住基ネット情報による現況の確認が出来ない場合や非居住者（海外居住者）の方については、引き続き現況調査票による現況確認を行います。

また、入手した情報につきましては、個人情報保護法及び当基金の個人情報保護管理規程等に基づき、他の個人情報同様、厳正に管理いたします。

3 諸変更が発生した場合の手続きについて

以下の場合には当基金宛にお届けが必要になりますので、速やかにご連絡をお願いいたします。

- (1) 住所・電話番号が変更になった場合
- (2) 年金の受取口座を変更する場合
- (3) 非居住者（海外居住者）になった場合、または非居住者の方が国内に帰国される場合
- (4) 受給者ご本人がお亡くなりになった場合
- (5) その他、氏名の変更や後見人が選任された場合など諸変更が発生した場合

なお、上記(1)(2)のお手続きについては、当基金のウェブサイトより届出用紙をダウンロードいただくことも可能ですので、該当事項が発生した際は同用紙にご記入いただき、以下の宛先までご送付ください。

◆ 本件に関するお問合せ先・連絡先

DIC企業年金基金 〒103-8233 東京都中央区日本橋3-7-20 ディーアイシービル 電話：03-6733-5095
（受付時間 平日9時00分～11時30分、13時00分～16時30分）

◆ 当基金のウェブサイト

【トップページ】

URL <https://www.dic-kikin.or.jp>

【受給者・待機者のページ】➡【各種お手続きのページ】

URL https://www.dic-kikin.or.jp/03jukyu_taiki/procedure/

ユーザー名

パスワード